

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

鳴子いきいき温泉療養プラン

2．地域再生計画の作成主体の名称

宮城県玉造郡鳴子町

3．地域再生計画の区域

宮城県玉造郡鳴子町の全域

4．地域再生計画の目標

4 - 1 鳴子町の地域特性

鳴子町は宮城県の西北端に位置し、総面積327.55km²の典型的な山間地帯となっている。また、町内にはいたるところに温泉が湧出し、豊富な温泉資源と優れた四季の景観に恵まれ、栗駒国定公園の代表的な温泉観光地となっている。

開湯1000年と言われ、この豊富な温泉を利用し、道路の融雪、温泉熱利用の植物園、温泉旅館の経営、温泉公衆浴場、冬季における暖房等幅広い活用が図られている。また、「鳴子温泉郷ツーリズム特区」として「農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例」の認定も受け、グリーンツーリズム事業の一環として農家レストランを立上げ、濁酒の製造・販売も行われており、ツーリズム事業の構築も図られつつある。産学官連携のもと、温泉を活かした観光と農業を一体的に振興するまちづくりに取り組み、生活・環境・文化・産業のすべての分野にわたって調和を図り、「住んでいる人と訪れる人にやさしいまち」を目指す。

4 - 2 鳴子町における課題

鳴子町の産業は、第一次産業である農林業と第三次産業である温泉を活用した観光産業を中心としている。

産業別人口をみると第一次産業11.2%、第二次産業21.0%、第三次産業67.8%となっており、第三次産業の大部分はサービス業が占めている。

農林業は、全国の山間地の例にもれず、過疎化・少子高齢化等により、農林

業従事者の減少により遊休荒廃地が増加し地域活力が低下している中において、地理的条件から農地面積が少なく経営規模は零細で、気象条件等もあり稲作を中心とした高冷地野菜や畜産との複合経営を行っているが、他の産地と競争できる状態ではない。そのため、米に変わる作物として、りんどう・高原大根・ブルーベリーなどが作付けされているが、農業所得の向上にはつながらず、農業の衰退に歯止めがかからないため、今後の対策として園芸作物等、新たな作付け体制の樹立が求められている。

観光は、四季それぞれに美しい自然環境と鳴子八湯で名高い鳴子温泉郷を中心とする「栗駒国定公園」の代表的な温泉観光地「いで湯とこけしの里」として、さらにリゾート地域の指定を受け「観光レクリエーション基地」として多くの観光客が訪れ発展してきたが、価値観の変化もあり年々観光入り込み客数が減少し旅館業や土産店の廃業等の問題が出てきている。

このような中、町の自然・歴史・生活文化などを再認識して、それらを最大限活かした心からのもてなし交流を地域住民全体で行い、旅人・都会人へ感動を与えることにより、リピーターの増加に繋げることが必要である。そのための方策として、観光業・農林業・地域住民が心をつなげ、温泉を含めた一体的なツーリズムを推進することが求められている。

4 - 3 地域再生計画の目標

1) 数値目標を達成するための取組

観光客・国民の価値観の多様化が進み、見る観光から触れる観光へ、地域と交流する観光へと温泉観光地も資源や人の質が問われている。

本町では、「ゆったり ゆったり くつろぎの里」を掲げ、住む人と訪れる人にやさしいまちづくりを目指しているが、各分野で意識を一つに「心のもてなし・交流」の実践を行うことで、お互いに良い影響を与え合う共生の地域を目指す。

現在、町内には約400本の源泉があり、全国有数の温泉地である。湧出量もさることながら、単純泉・炭酸泉・硫黄泉等9種類の泉質に恵まれており、この温泉（泉質）を利用したアトピーの治療も一部で行われているし、足湯によるサービスも提供している。また、町民の憩いの場として利用したり観光客にいろいろな泉質を味わっていただいたりするため、町内に10ヶ所以上の公衆浴場・共同浴場を設置するなど、幅広い利用が進められている。この温泉を最大限に活用したまちづくりを推進するため、温泉カルテの作成、温泉を活用した振興を図るための調査・研究等が必要である。

また、町内においては、民間団体によるグリーン・ツーリズムと温泉観光を組み合わせた事業に取り組んでおり、農林業部門では、都市との交流も兼ねた「ふるさと体験事業」や「なるこツーリズム講座」、「ブルーベリー観光農園の

開設」、観光部門では、「湯治温泉療法事業」や下駄で温泉街を散策する「街を歩けば下駄も鳴子事業」、「鳴子温泉でっぺクラブ」による一店逸品運動による新商品の開発、地域づくり事業として現代湯治入門事業が実施されていて、これらの取組を有機的に結び付けるに留まらず、情報の発信・観光PRなどを充実させ、観光客の増加を図る。

2) 数値目標

多数の観光資源に恵まれる本町であるが、景気の低迷により、本町の観光入込客数も約400万人から約200万人に減っており、旅館等の廃業等様々な問題が起きている。

観光客入り込み数の推移

単位：人

	平成5年	平成9年	平成14年
観光入込客数	3,830,000	2,730,000	2,050,000

このような状況の中、この地域再生計画により、当面、平成14年より20%の観光入込客数の増加を目標とする。

平成27年観光客入込目標数 246万人

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

鳴子温泉郷を将来に向け発展させるためには、温泉の存在は必須である。そのために、観光地としての経営を向上させるための交流人口の拡大及び温泉の保護が是非とも必要となる。そこで、交流人口（観光客）を増やすため、温泉地として昔から培われてきた湯治文化の再構築を図ることにより、観光産業以外の産業とのネットワークの構築も視野に入れながら相乗効果も期待でき、町全体の活性化が図られる。また、温泉保護の観点から源泉の実態・特性を理解するため、併せて技術者不足による源泉の不十分な維持管理を十分に行うため、温泉カルテを作成する。

なお、当町は、総合保養地整備法に基づき宮城県が策定した「栗駒・船形リフレッシュリゾートオアシス21構想」の重点地区になっており、この制度に基づく長期滞在型温泉保養地の充実を図る。

これらの一連の事業を通じて、温泉地の再生や住民、NPO、企業および行政の協働によるまちづくりを推進する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(支援措置の名称)

- ・ C2001 地域再生に資する NPO 等の活動支援

(支援措置の対象とする事業の内容)

地域再生計画区域内における、温泉についての調査研究・温泉保養地づくり・温泉医学の研究の活動を活かし、長期滞在型温泉保養地の実現に取り組む、温泉地再生のモデルを提案する。

具体的取組については、以下のとおりとする。

- ・ 長期滞在の為の保養資源発掘とその有機的ネットワーク化。
鳴子町にある保養資源や目に見えない文化・伝統・風習を発掘し、それらを有機的に結び付けるための調査研究を行う。
- ・ 公開セミナーの企画・開催。
調査・研究結果を基に、様々な課題に対し町内外の関係者による問題意識と認識の統一を図るため、公開セミナーを開催する。
- ・ 地域住民および域内滞在客への情報提供の仕組みづくり。
鳴子温泉郷の将来像について、調査研究、セミナーで得られた成果を基に、住民及び観光客に対する情報の提供を具体的に発信する方法を検討する。
- ・ 地域外への情報提供及びPRづくりの検討。
鳴子町に継承されている湯治文化や風習・温泉医学研究などの資料を広く国内外に発信する仕組みづくりを企画・検討する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

(観農橋渡し事業)

この事業は、当町の地域性を考慮し、観光と農業の振興ための事業展開を行うもので、以下の事業を一体的に行う。

- ・ 湯治温泉療法事業(鳴子にどっぷり 湯治の学校)
温泉旅館に宿泊しながら、町立病院で温泉療法医の指示により温泉療養やリハビリ治療を受ける。また、生活習慣病予防のための食事指導や運動のアドバイスも受けられる。
- ・ ふるさと体験事業(湯治をしながらの農業体験)
温泉旅館と農家の連携により、湯治客を対象に農作業の体験を味わっていただく。

- ・ 鳴子温泉でっぺクラブ（空き店舗再利用事業）
観光客のニーズが多様化する中、空き店舗を利用し「一店逸品運動」を展開しながら、賑わいのある商店街形成を図る。
- ・ 街を歩けば下駄も鳴子事業（ウォーキングコースの開設）
温泉街の原点に戻り、観光客が下駄を履いて街を散策していただく。そのために、観光団体が連携し、おもてなし空間づくり・温泉街の再構築を図るため各種事業を展開している。
これらは、現在、実施されているが、内容を充実することによりリピーターの増加も見込める。

6 . 計画期間

認定の日から平成27年3月31日まで

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表するとともに、観光団体・農業団体・地域住民からなる「評価委員会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし